

岩手県企業局管理規程第6号

企業局予算規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局予算規程の一部を改正する規程

企業局予算規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(予算の原案の作成等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 経営総務室長は、予算の原案を作成する場合には、あわせて予算に関する説明書（<u>予算の実施計画、資金計画、給与費明細書、継続費に関する調査及び債務負担行為に関する調査並びに当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表をいう。以下同じ。</u>）を作成し、局長の決裁を受けなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(予算の原案の送付等)</p> <p>第4条 経営総務室長は、予算の原案及び前条第2項の予算に関する説明書が決裁になったときは、遅滞なく、これを知事に送付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(様式)</p> <p>第10条 この規程に基づいて作成し、又は備え付けなければならない文書又は帳簿の様式は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 予算の原案 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「府令」という。）<u>別表第5号</u></p> <p>(3) 予算実施計画 府令<u>別表第6号</u></p> <p>(4) <u>資金計画 府令別表第8号</u></p> <p>(5) 給与費明細書 府令<u>別表第8号の2</u></p> <p>(6) 継続費に関する調査 府令<u>別表第8号の3</u></p> <p>(7) 債務負担行為に関する調査 府令<u>別表第8号の4</u></p> <p><u>(8)から(10)まで 削除</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p>	<p>(予算の原案の作成等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 経営総務室長は、予算の原案を作成する場合には、あわせて予算に関する説明書（<u>予算の実施計画、<u>予定キャッシュ・フロー計算書</u>、給与費明細書、継続費に関する調査及び債務負担行為に関する調査並びに当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表をいう。以下同じ。</u>）を作成し、局長の決裁を受けなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(予算の原案の送付等)</p> <p>第4条 経営総務室長は、予算の原案及び前条第2項の予算に関する説明書が決裁になったときは、遅滞なく、これを知事に送付しなければならない。<u>なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>(様式)</p> <p>第10条 この規程に基づいて作成し、又は備え付けなければならない文書又は帳簿の様式は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 予算の原案 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「府令」という。）<u>別記第1号</u></p> <p>(3) 予算実施計画 府令<u>別記第2号</u></p> <p>(4) <u>予定キャッシュ・フロー計算書 府令別記第15号</u></p> <p>(5) 給与費明細書 府令<u>別記第3号</u></p> <p>(6) 継続費に関する調査 府令<u>別記第4号</u></p> <p>(7) 債務負担行為に関する調査 府令<u>別記第5号</u></p> <p>(8) <u>予定貸借対照表 府令別記第13号</u></p> <p>(9) <u>予定損益計算書 府令別記第10号</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p>

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。